

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

MYKSHOWA 株式会社と田沢力男は、労働者派遣法第 30 条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は、派遣先での業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

(1) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

(2) MYKSHOWA 株式会社は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、時間給（基本給、賞与相当額、退職金前払相当額の合算額）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる〔同種の業務に従事する一般の労働者平均的な賃金の額〕は、令和 7 年 8 月 25 日職発 0825 第1号（以下「通達」とする。）職業分類小分類に基づき地域指数を乗じ作成した、別添資料 1－②に定めたものとする。

(2) 通勤手当については、時間給とは分離し、第 6 条のとおりとする。

(3) 地域指数については、就業地が群馬県 栃木県 埼玉県 福島県に限られることから、通達 に定める「地域指数」の群馬県 栃木県 埼玉県 福島県を用いるものとする。

第4条 対象従業員の時間給は、別表1-②のとおりとする。

(1) 別表1の①同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
(「職業安定業務統計」)

(2) 別表1の②の各等級の職務と別表1の①同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

A1ランク:0年級	B2ランク:5年級
A2ランク:1年級	C1ランク:10年級
A3ランク:2年級	C2ランク:20年級
B1ランク:3年級	

(3) MYKSHOWA 株式会社は、別表2の①規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。←第2号ロ「職務内容等の向上があった場合の賃金の改善」

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第11条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤(電車 バス)に要する運賃または、定期代金に相当する額を支給する。

自家用車通勤においては、片道通勤距離 $\text{km} \times 15$ 円 往復分を別途支給する。

バイク通勤においては、片道通勤距離 $\text{km} \times 8$ 円 往復分を別途支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与などの額」に「職業安定業務統計による地域指数」を乗じ退職金指数 1.06 を乗じた額とする。

第8条 賞与は、「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与などの額」に含まれる。

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とする。

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「MYKSHOWA 株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条

(1) 本協定の有効期間は、令和8年6月22日から令和10年3月31日までとする。

(2) 第一項の規定にかかわらず、本協定による決定は令和8年4月1日に遡って適用するものとする。

※訂正箇所

① 第6条※1 通勤補助を必要とする対象従業員には、72円/H を含んだ合算額とする。
その場合、業種別平均賃金を確保する。)を削除。

② 地域指数誤 修正 栃木県

③ 派遣労働者の賃金について端数切り上げ修正

令和8年6月22日

群馬県太田市飯塚町1621 大沢建設第六ビル1階

MYKSHOWA 株式会社

代表取締役 小谷野 光里



過半数労働者 代表

住所 群馬県太田市西新町23-7

氏名

田澤カ男

